

平成23年度 水道水 水道水質検査結果報告 水道水中の放射能測定結果報告

みんなの大切な水を守るために日々、頑張っています。

平成23年度 下水道水 下水道水質検査結果報告 下水汚泥等の放射能測定結果報告

安心して使用していただくための水質検査を行っています。

快適な暮らしの為に水質検査を行っています。

平成23年度水道水質検査結果

上下水道局では、安全で安心な水道水をお届けするため、「水質検査計画」に基づき水質基準項目や水質管理目標設定項目など様々な項目を定期的に検査し、水質基準に適合した水をお客さまへお届けしています。

平成23年度の定期検査結果の一部を報告します。

更に詳しい検査結果は、上下水道局のホームページでもご覧いただけます。

- 1 水道用井戸水の検査 健康水源地の5号井など
2 配水場・配水池の検査 健康配水場など
3 給水栓末端の検査 公園や公民館など



放射能測定結果

上下水道局では安全確認のため、水道水中の放射能測定を行いました。その結果を報告します。

Table with 5 columns: 実施日 (平成24年6月25日~26日), 検査地点 (市内全域給水栓水19箇所), 検査項目 (放射性物質), 検査方法 (ゲルマニウム半導体検出器), 検査結果 (全地点において、検出限界未達を確認)

水道水の水質検査結果【平成23年度】

Table with 4 columns: 検査項目, 水質基準, 主な検査地点 (熊本市上下水道局, 花畑公園), 分類. Lists various water quality parameters like bacteria, heavy metals, and taste.

※紙面の都合により一部抜粋しておりますが、すべての項目について基準に適合しています。

お問い合わせ 水運用課 水質管理室 ☎ 361-5527

平成23年度下水道水質検査結果

浄化センターで処理され川や海へ放流される水は、下水道法に定められた基準に基づき管理しています。詳しい水質検査結果については、上下水道局のホームページでご覧いただけます。



4 放流水の水質検査



※処理状況確認の検査は常に実施しています。

放射能測定結果

上下水道局では安全確認のため、下水汚泥等の放射能測定を行いました。その結果を報告します。

実施日 平成24年7月24日~26日

- ①検査対象 下水及び下水汚泥中の放射性物質(ヨウ素131・セシウム134・セシウム137)
②検査試料 各浄化センターの流入水7検体、放流水7検体、下水汚泥5検体
③検査方法 ゲルマニウム半導体検出器を用いるガンマ線スペクトロメトリーによる放射能測定法

検査結果 流入水7検体、放流水7検体については、検出限界(1ベクレル/kg)未達を確認... 下水汚泥(脱水ケーキ)については、微量のヨウ素131のみを検出(最大で150ベクレル/kg)

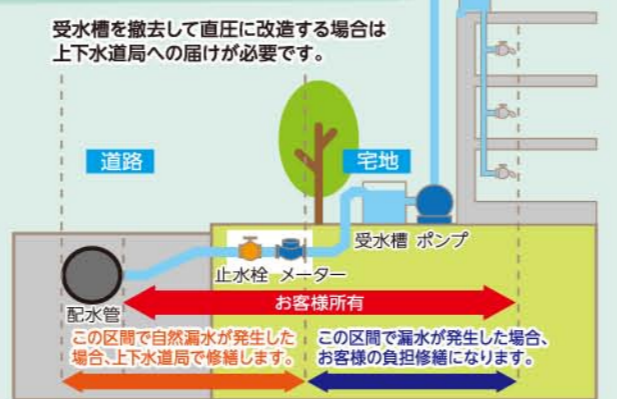


熊本市民のかけがえのない財産「水」は、こんなふうにして守られています。

貴重な水資源を守るために漏水の調査・早期発見にご協力下さい。

漏水の調査について
上下水道局では、貴重な水資源の有効利用のため、定期的に漏水調査を実施しています。調査は上下水道局職員および委託先の専門業者(県外の業者を含む)で行っています。

漏水の発見・修繕について
上下水道局では、水の有効利用を図るため、漏水の早期発見・早期修繕に努めています。道路上または宅地内のメーターまでの漏水を発見された場合は、下記までご連絡ください。



ご連絡 お問い合わせ 漏水調査については 水相談課 漏水防止班 ☎ 361-5553 漏水の発見・修繕については 水相談課 サービス班 ☎ 361-5555

マンションなどの使用戸数 および総代理人の変更届について

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代理人に変更がある場合は、そのつど「共同住宅料金適用申請書兼総代理人届」の提出が必要になります。

お問い合わせ 料金課 ☎ 361-5400

水道料金の口座振替手続について

「水道使用申込書」下段の「水道料金口座振替依頼書」の欄に必要事項を記入し、必要書類を添付して、直接金融機関窓口へ預け、貯金通帳、金融機関届出印、水栓番号CDがわかるもの(「使用量のお知らせ」または「領収証」など)をご持参のうえ、お手続きください。

料金課 ☎ 361-5400 富合営業所 ☎ 358-0070 西部上下水道センター ☎ 351-3154 城南営業所 ☎ 0964-46-6407 北部上下水道センター ☎ 322-1177 植木営業所 ☎ 272-1116

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

下水道水や井戸水・温泉水などをお使いの方が、下水道に接続して汚水を流し始めたら使用開始の届出が必要になります。また、転居などにより使用を廃止される場合にも届出が必要となります。

お問い合わせ 料金課 ☎ 361-5400